

役員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人兼愛会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表1の通り報酬等を支給する。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額（施設職員給与は除く）は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

（法人会長の報酬額の決定）

第5条 法人会長への各年度の報酬額の総額（施設職員給与を除く）は500万円の範囲内とする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、翌営業日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（公表）

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 非常勤役員等の報酬

理事 日額 12,000 円以内

監事 日額 12,000 円以内

評議員 日額 12,000 円以内

報酬上限金額は合算で 1,000 千円以内/年とする。

別表 2 常勤役員等の報酬

理事長 定員 1 名につき 1,000 千円以内

常務理事 定員 1 名につき 500 千円以内

常勤役員等の報酬上限金額は合算で 90,000 千円以内/年とする。